

令和4年（行コ）第250号 武漢ウイルスワクチン特例承認取消等請求控訴事件

控訴人 本城隆志 外1名

被控訴人 国

準備書面（1）

令和5年1月10日

東京高等裁判所第5民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士 南 出 喜 久 治

弁護士 木 原 功 仁 哉

第一 国の令和4年11月30日付け答弁書について

一 同第2について

- 1 国は、「控訴人らは、令和4年9月30日付け控訴理由書において、原判決の判断に誤りがある旨を主張するが、その主張は、いずれも、原審における主張を繰り返すもの、又は独自の見解に基づき原判決を論難するものにすぎず、これらに理由がないことは、原審における被控訴人の主張及び原判決の判示から明らかである。」とする。
- 2 しかし、この主張は、論理的にみて完全に論理破綻をしてゐる。すなはち、控訴人らが控訴理由書において、原判決の判断誤り以外に新たに追加した主張を「独自の見解」とするが、これは全く意味不明である。「独自の見解であること」を原因として「控訴の理由がないこと」といふ結論を導くことはできず、「原因と結果の論理」を全く満たしてゐないのである。
- 3 これまでの多くの学説や判例で示された見解は、それまでの論点の地平を新たに切り拓く独自性のあるものであつて、「独自」であることがその見解の説得力の有無を左右するものではないことは明らかである。
- 4 この「独自の見解」といふのは、最高裁などで、しばしば用ゐられる論理破綻した悪しき慣用語であつて、その用法としては、当該見解に対する判断をなすことに

よつて予定した結論とは異なる結果に至る可能性があるなどの場合に、その判断を回避して門前払ひをするために、その見解を揶揄する意図によつて編み出された恥ずべき用語なのである。

- 5 これを被控訴人の国が用ゐるのは、反論ができず、認否ができない、認否したくないといふ思考停止の極致に他ならないのであつて、独自の見解であると揶揄する主張に対して、積極的な反論をしない（できない）といふことと同価値の訴訟態度であると評価されるべきである。

二 同第3について

- 1 法律上の争訟についての控訴人らの主張は、控訴理由書において主張したとおりである。裁判所法第3条第1項には、「一切」の「法律上の争訟」と定めて、これを裁判所が審理することになつてゐるのである。
- 2 にもかかはらず、憲法第76条第3項の「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。」との規定に基づく職務義務に反して、裁判所法第3条第1項を限定的に解釈して同項を実質的に改正して争訟の範囲を制限して運用することは、後述するとおり、憲法第41条で定める国会の立法権を侵害する違憲解釈である上に、憲法第84条に関する判例に違反するものである。

第二 控訴人らの主張

一 法律の留保について

1 憲法第84条について

- (1) 平成18年3月1日最高裁判所大法廷判決（民集60巻2項587頁）は、「憲法84条は、課税要件及び租税の賦課徴収の手續が法律で明確に定められるべきことを規定するものであり、直接的には、租税について法律による規律の在り方を定めるものであるが、同条は、国民に対して義務を課し又は権利を制限するには法律の根拠を要するという法原則を租税について厳格化した形で明文化したものである。」と判示した。
- (2) すなはち、これは、一般に、法律による行政における法律の留保の範囲に関するものとされるが、判例は、行政作用のみであると限定してをらず、このことは同じ国家作用である司法作用においても当然に適用があることを認めてゐるのである。
- (3) つまり、行政（内閣）については、憲法第73条第1号に、「法律を誠実に執行し、国務を総理すること。」とあり、司法についても、憲法第76条第3項に、「すべて

裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。」のであつて、いづれの国家作用においても「法律の留保」に関する規定が憲法上定められてゐることを認めた上記の判例が存在してゐるのである。

2 司法における「法律の留保」について

- (1) 「法律の誠実に執行」すべき行政が「法律の留保」の制限に違反した場合は、行政事件等で裁判所がこれを判断するのであるから、憲法第76条第3項の「この憲法及び法律にのみ拘束される。」との裁判官の職務義務は、行政以上に厳格なものでなければならず、行政以上に司法の無謬性が求められる。
- (2) ましてや、司法において、裁判所法第3条第1項に、「一切の法律上の争訟」とあるにもかかわらず、これを限定して解釈適用して判断することは、裁判所が実質的に、「一切の」とある規定部分を削除改正して、その範囲を裁判官の裁量に委ねて適用することになり、「国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。」と憲法第41条で定められた国会の立法権を侵害する違憲解釈である上に、憲法第84条に関する上記の判例に違反するものである。

二 憲法第13条後段違反について

- 1 (1) 本件ワクチン接種によつて、多くの国民が殺されて続けてゐるのである。にもかかわらず、国は、ワクチンの安全性について説明責任を果たすと明確に約束しながら、それを果たさずに、国民全員を接種対象者として、特例承認に過ぎないワクチン接種による人体実験を大規模に実施するだけで、全くワクチンの安全性についての説明責任を果たさないまま殺人行為を繰り返してゐる。
 - (2) 国は、本件訴訟において、その説明責任を果たすべきであるが、些末な法律論を展開して、一切説明責任を果たさないことは、説明責任を果たすとする約束を完全に反故にしてゐることになる。
 - (3) 国は、控訴人らの原審での主張及び当審での主張に対し、具体的な認否及び反論を行はないのであるが、このやうな傲慢不遜な訴訟態度は、以下の理由によつて違憲違法なものと言はざるを得ない。
- 2 (1) すなはち、民事訴訟法第230条は、文書の成立の真正を争つた者に対する過料の制裁を定めてをり、この規定は、訴訟当事者には、訴訟における主張立証活動において、対等に訴訟上の真実義務が課せられてゐることを前提としたものである。
 - (2) また、国は、行政訴訟及び国家賠償訴訟等において訴訟の当事者となりうるものの、他面においては、国家としての国民に対する義務として、日本国憲法第13条、第31条及び第32条によつて複合的に保障された、公正、公平な手続保障による裁判を受ける国民の権利を侵害してはならず、国を被告とする訴訟においても、

国は単なる当事者として対等に訴訟活動を行ふだけではなく、国民の「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」（同第13条後段）義務があることから、訴訟上の真実義務、信義則義務等は憲法上の義務として、私人である訴訟当事者以上に強く求められてゐるものである。

- 3(1) ところが、本件における控訴人らの原審及び当審での多くの主張、とりわけ事実上の主張の中には、公知の事実と判断される事実が多く含まれてをり、それをすべて認否しないことは、憲法及び訴訟法で国に課せられた真実義務、信義則に違反する違憲違法な訴訟態度であつて到底許されないものである。
- (2) また、控訴人らの主張するその余の事実についても、その法律上の主張と相俟つて、本件における重要な争点であつて、これについて国が具体的な認否、反論をしないといふ高踏的な訴訟態度もまた違憲違法なものである。
- (3) 従つて、国の主張態度は、違憲かつ著しい権利濫用であるから、控訴人らが原審及び当審での主張に対し、「事実を争うことを明らかにしない場合」（民事訴訟法第159条第1項）に該当するものとして、「その事実を自白したものとみなす」と評価されるべきである。